

事務連絡
令和3年7月19日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局総務課

身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームから、国民負担軽減の観点から身分証や資格試験で提出を求める写真のサイズや撮影時期の集約を推進するため、当該写真のサイズ及び撮影時期の見直しについて、厚生労働省を含む各省庁に対して別添のとおり依頼がありました。

貴会におかれましても、厚生労働省が所管する試験、制度等で求めている写真のうち、貴会でそのサイズや撮影時期を定めているものがございましたら、下記の見直し方針に従って、見直しの実施をご検討いただくとともに、傘下の団体等に対し周知等の御協力をお願いします。

記

【写真サイズ等の見直し方針】

各手続等で指定している写真サイズ等に変更できない固有の事情がない限り、以下のとおり写真サイズ及び撮影時期を集約する。

1. サイズ

以下の4種類のいずれかに集約する。

- ※1 ①②③は証明写真機で一般的に用意されているサイズ。パスポートの規格は国際機関で指定。④は大型サイズの中で採用されている数が最も多かったサイズ。
- ※2 内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チームに確認したところ、これら4種類のうち、少なくとも1種類以上が含まれるようにすべきとの趣旨であるとのこと。

- ① 運転免許証サイズ (2.4cm×3.0cm)
- ② 履歴書サイズ (3.0cm×4.0cm)
- ③ パスポート規格(3.5cm×4.5cm で顔中心の人物配置(外務省 HP 参照))
 - ※ 現在 3.5cm×4.5cm でパスポート規格とは異なる胸から上の人物配置を指定している場合、パスポート規格に加えて現在の人物配置でもよいこととするは可。
- ④ 大型サイズ (4.0cm×6.0cm)

2. 撮影時期

6か月以内より短い期間を設定しているものは「6か月以内」とする。

例：(現状) 3か月以内→(変更後) 6か月以内

(現状) 1年以内→現状のままでもよい

3. スケジュール

原則として令和4年度までに施行。

以上

事務連絡
令和3年6月1日

各府省庁規制改革・行政改革担当 各位

内閣府規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

身分証や資格試験のために提出を求める写真のサイズ等の見直しについて（依頼）

当チームでは、国民負担軽減の観点から、身分証や資格試験で提出を求める写真のサイズや撮影時期等の集約を推進しています。

証明写真機や写真店のHPで紹介されている58の手続等について確認したところ、写真サイズは14種類、撮影時期は6種類に分かれていました。所管府省等に照会した結果、いずれも下記方針による見直しを実施していただけることになったことから、5月28日の河野大臣記者会見で公表しました。

河野大臣からは、今回確認した58手続等以外の写真についても、個別の事情がない限り下記方針に沿った見直しを行うよう指示がありました。各府省におかれては、所管手続等で写真の提出を求めているものがありましたら、同様の見直しをお願いします。また、各府省が所管する試験・制度等で提出を求めている写真のうち、関係団体等でサイズ等を定めているものについても、検討を依頼していただきますようお願いいたします。

また、写真の提出は、スマートフォン等で撮影した写真データをオンラインで提出できるのが便利ですが、現在データ提出できるのは一部にとどまっています。今回確認した58手続等及びそれ以外の手続等においても、写真のデータ提出を可能とするよう検討をお願いします。

記

【写真サイズ等の見直し方針】

各手続等で指定している写真サイズ等に変更できない固有の事情がない限り、以下の通り写真サイズ及び撮影時期を集約する。

1. サイズ

以下の4種類のいずれかに集約する。

※①②③は証明写真機で一般的に用意されているサイズ。パスポートの規格は国際機関で指定。④は大型サイズの中で採用されている数が最も多かったサイズ

① 運転免許証サイズ (2.4cm×3.0cm)

② 履歴書サイズ (3.0cm×4.0cm)

③ パスポート規格 (3.5cm×4.5cm で顔中心の人物配置 (外務省 HP 参照))

※現在 3.5cm×4.5cm でパスポート規格とは異なる胸から上の人物配置を指定している場合、パスポート規格に加えて現在の人物配置でもよいこととするは可

④ 大型サイズ (4.0cm×6.0cm)

2. 撮影時期

6カ月以内より短い期間を設定しているものは「6カ月以内」とする。

例：（現状）3カ月以内→（変更後）6カ月以内

（現状）1年以内→（変更後）現状のままでもよい

3. スケジュール

原則として令和4年度までに施行

【担当】

内閣府 規制改革推進室

規制改革・行政改革担当大臣直轄チーム

高木 吉田

TEL : 03-6910-2037（直通）

E-mail : tetsuo.takagi.d8s@cas.go.jp

shigehiko.yoshida.t5u@cao.go.jp